

## 井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、人の生活圏内へのツキノワグマ（以下「クマ」という。）の誘引を減らし、クマによる人身事故を防止するため、住宅地周辺にあるクマのエサとなる実のなる樹木の伐採に要する費用について、井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の対象者)

第2条 次に掲げる要件のいずれかを満たす者について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 補助対象となる樹木が植栽されている土地の所有者又はその土地の固定資産税納税義務者でいずれも町税に未納がない者
- (2) 前項に規定する者の同意を得て補助対象事業を行う者又は町内会等の自治組織

### (補助対象樹木)

第3条 補助対象とする樹木は、次の全ての条件に該当する井川町内の樹木とする。ただし、営利目的で植栽された樹木は補助金の対象から除くものとする。

- (1) 樹種は、柿、栗、胡桃のほか、クマを誘引するおそれがある樹木であること。
- (2) 樹高が概ね3m以上であること。
- (3) その他町長が伐採する必要があると認めた樹木であること。

### (補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、伐採事業者へ支払う補助対象樹木の伐採及び処分に係る経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は交付対象経費から除くものとする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は前条の交付対象経費の3分の2に相当する額と対象樹木1本につき、40,000円を乗じた額の総額を比較し、いずれか少ない方の額とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第6条 交付申請をしようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、事業実施前に補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる関係書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 業者からの伐採作業に係る見積書の写し
- (2) 対象樹木の位置図
- (3) 対象樹木の記録写真（全景及び対象樹木の樹高、本数がわかる写真）
- (4) 所有者の同意を得ている場合、伐採に関する同意書（様式第2号）

### (交付決定)

第7条 町長は、申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査の上、当該申請書が到着した日から30日以内に交付の可否を決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により補助申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による交付決定に当たり、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

### (申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、速や

かに当該変更の内容を示す書類を町長に提出しなければならない。

(中止の承認)

第9条 補助申請者は、やむを得ない理由により補助対象事業を中止しようとするときは、速やかに補助金中止承認申請書(様式第4号)を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項の補助金中止承認申請書の提出を受け、これを承認した場合は、補助金の交付を取り消すものとする。

(実績報告書)

第10条 補助申請者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 対象樹木の記録写真(伐採後の全景及び対象樹木の切株で本数がわかる写真)

(2) 委託料の領収書の写し

(交付額の交付決定等)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第12条 補助申請者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 町長は、虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

井川町長 様

申請者  
住所  
氏名  
電話番号

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付申請書

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金の交付を受けたいので、井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、補助金の交付決定のため、井川町が私の町税の納付状況についての確認を行うことに同意します。

1 伐採樹種及び本数  (樹種ごとに本数を記載すること)	樹種：                      本数：
	樹種：                      本数：
	樹種：                      本数：
2 伐採作業委託料（A）（消費税は除く）	円
3 申請金額（A）の3分の2以内 対象樹木1本につき上限40,000円	円

添付書類

- (1) 伐採作業の委託に係る見積書の写し
- (2) 対象樹木の位置図
- (3) 対象樹木の記録写真（全景及び対象樹木の樹高、本数がわかる写真）
- (4) 所有者の同意を得ている場合、伐採に関する同意書（様式第2号）

町記入欄

町税の滞納の有無	無 ・ 有	確認年月日	令和 年 月 日
----------	-------	-------	----------

様式第2号（第6条関係）

令和 年 月 日

樹木の所有者

住所

氏名

電話番号

伐採に関する同意書

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金を活用して樹木を伐採することに次のとおり同意します。

伐採する樹木の種類	
伐採する樹木の本数	
伐採する樹木の所在地	
補助申請者	氏名 住所

様式第3号（第7条関係）

井指令第 号

令和 年 月 日

様

井川町長 齋藤 多聞

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、下記のとおり  
交付することを決定したので、井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金  
交付要綱第7条の規定により通知する。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付条件
  - (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
  - (2) 法令その他関係法規等を遵守すること。



様式第5号（第10条関係）

令和 年 月 日

井川町長 様

補助事業者

住所

氏名

（団体の場合は団体名及び代表者氏名）

電話番号

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金実績報告書

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金の補助対象事業が完了したので、井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

1 交付決定年月日	
2 交付決定番号	
3 交付決定額	円
4 事業が完了した日	
5 補助対象経費	円
添付書類 (1) 対象樹木の記録写真 (2) 委託料の領収書の写し	

様式第 6 号（第 11 条関係）

井発第 号

令和 年 月 日

様

井川町長 齋藤 多聞

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け井指令第 号により決定した井川町ツキノワグマ誘引  
樹木伐採事業費補助金の交付について、次のとおり確定したので通知する。

記

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第12条関係）

令和 年 月 日

井川町長 様

住 所 \_\_\_\_\_  
申請者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け井指令第 \_\_\_\_\_ 号により、交付決定のあった井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金について、次のとおり交付されますよう、井川町ツキノワグマ誘引樹木伐採事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき請求します。

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

補助金の交付については、次の口座に振り込み願います。

金 融 機 関 名	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
預 金 種 目	1 普通    2 当座    3 その他 (    )	
口 座 番 号		
口 座 名 義 人	フリガナ -----	